

---

# 機体の新規登録

---

# 新規登録

機体を新規にドローン登録システムへ登録します。

## 新規登録申請開始

### 新規登録に進む

メインメニューで「新規登録」のボタンを選択します。

### 代理申請のパスワードを入力する

機体の所有者から受け取った代理申請のパスワードで認証を行います。

### 所有者情報を入力する

機体の所有者の情報を入力します。

### 機体情報を入力する

登録する機体およびリモートID機器等の情報を入力します。

### 使用者情報を入力する

機体の使用者の情報を入力します。

### 所有者・機体・使用者情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

### 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 新規登録申請完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

代理人が新規登録を行うには、所有者から代理人として依頼を受け、新規登録手続きに必要なパスワードと委任状を所有者から受け取る必要があります。

新規登録では機体の所有者情報、機体情報（型式名称や製造番号等）、リモートID機器等の情報、及び機体の使用者の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください

新規登録には手数料が必要です。納付の方法と手数料の金額については[こちら](#)をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

オンライン申請では、所有者が同じ機体を20台まで同時に申請することができます。

## 機体の新規登録に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>生年月日</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
機体の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者名</li> <li>型式名</li> <li>機体の種類</li> <li>製造番号</li> <li>リモートID有無</li> </ul>	<p>【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機体重量</li> <li>最大離陸重量</li> <li>機体寸法</li> <li>改造の概要 ※改造した機体の場合</li> <li>機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置）</li> </ul> <p>【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リモートID機器製造者名</li> <li>リモートID機器形式</li> <li>リモートID機器製造番号</li> </ul>
使用者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li> <li>委任状</li> <li>代理人申請のためのパスワード</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	

# 新規登録【新規登録に進む】

## メインメニュー



代理人が手続きする場合はこちら



### 新規登録

代理人として設定された後に、新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の  
情報が必要です。

### 申請状況確認/取下げ

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取下げ  
ができます。

### 所有者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

### 機体情報・使用者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更すること  
ができます。

### 有効期間の更新

代理人として設定されている機体の有効期間を更新することができます。

### 登録機体の削除

代理人として設定されている機体を削除することができます。

### その他の手続き

登録済みの機体について、代理人の権限の取得や代理人による機体の譲渡手続  
ができます。

メインメニューのページで、「代理人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「新規登録」のボタンを押します。

パスワードを入力するページが開きます。

## 新規登録【代理申請のパスワードを入力する】

## パスワード入力(代理登録)



機体を所有する方のログインID、氏名、パスワードを入力し、「次へ進む」ボタンを押してください。

ログインID 

氏名 

パスワード 

戻る

次へ進む

代理人が新規登録をするために必要なパスワードを入力します。

パスワードは機体の所有者が代理人を設定した際に発行されます。パスワードを受け取っていない代理人の方は機体の所有者にお問い合わせください。

パスワードが認証されると所有者情報を入力する画面が開きます。

## 新規登録【所有者情報を入力する】

### 所有者情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択   **STEP 02 所有者情報入力**   STEP 03 機体情報入力   STEP 04 使用者情報入力   STEP 05 入力情報確認   STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。  
なお、各項目には、アカウント情報、マイナンバーカード又はgBizIDの情報が初期値として入力されています。  
また、パスポートによる本人確認を基にされた場合は、各項目を入力するとともに、「本人確認書類」の項目に氏名と住所が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

氏名 ①	<input type="text" value="申請 太郎"/>
フリガナ ①	<input type="text" value="シンセイ タロウ"/>
住所 ①	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> 都道府県 <input type="text" value="東京都"/> <input type="text" value="千代田区霞が関2"/>
生年月日 ①	2000 年 1 月 1 日
電話番号 ①	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> +81 <input type="text" value="123456789"/>
メールアドレス ①	<input type="text" value="1234@xxx.com"/>

戻る機体情報の入力

新規登録する機体の所有者情報を入力します。

代理人が手続きをする場合は委任状のアップロードが必要です。

入力が完了したら「機体情報の入力」ボタンを押してください。機体情報の入力画面が開きます。

## 新規登録【機体情報を入力する】

登録する機体の情報を入力します。

### 機体情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択    STEP 02 所有者情報入力    **STEP 03 機体情報入力**    STEP 04 使用者情報入力    STEP 05 入力情報確認    STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の情報を入力してください。  
複数の機体を新たに登録する場合は、「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

「メーカーの機体・改造した機体」または「自作した機体・その他」のいずれかを選択してください。

製造者名   
製造者名は選択必須項目です。

型式名   
型式名は選択必須項目です。

機体の種類   
機体の種類は選択必須項目です。

製造番号   
製造番号は入力必須項目です。

リモートID有無  なし     あり (内蔵型)     あり (外付型)

リモートID機器製造者名

機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。メーカーの機体又はメーカーの機体を改造した機体を登録する場合は「メーカーの機体・改造した機体」のボタンを選択、自作した機体の場合は「自作した機体・その他」のボタンを選択し、表示された項目に全て情報を入力してください。

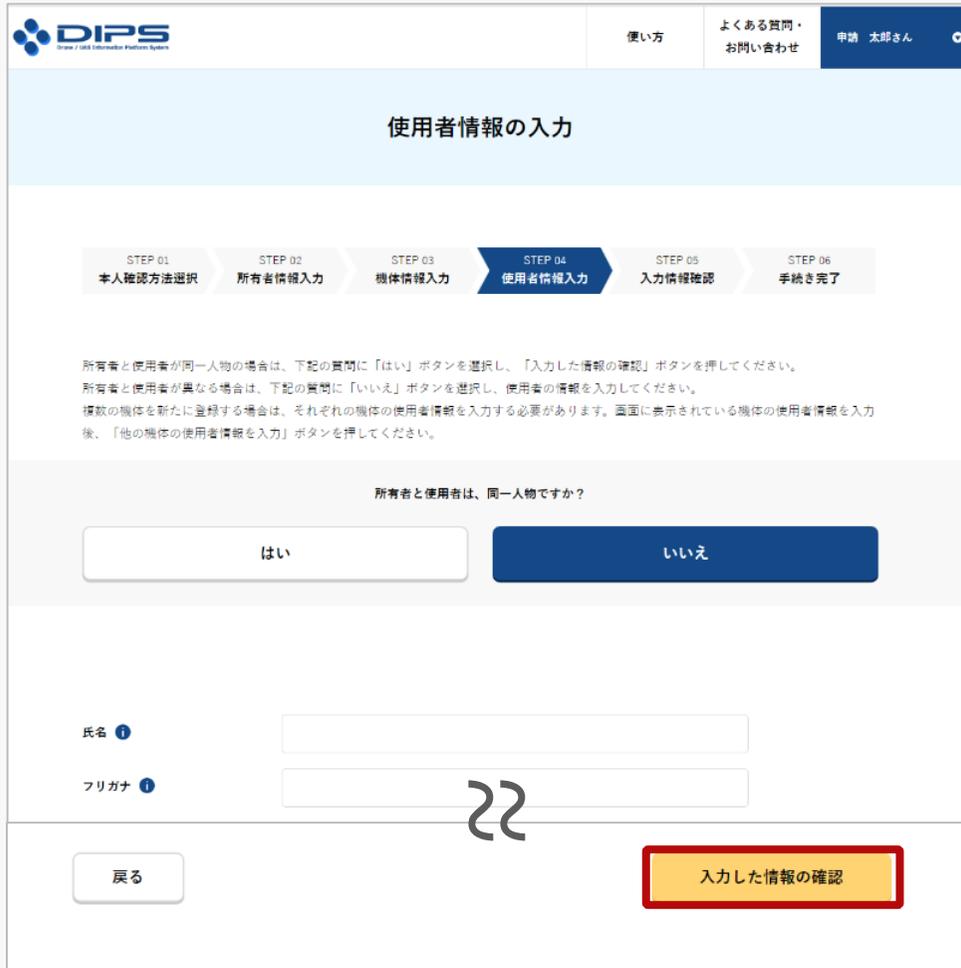
無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

リモートID機器等に関する登録情報を変更するには、変更申請を行ってください。

一度に20台まで同時に機体を登録することができます。複数の機体を登録する場合は「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押します。入力フォームが切り替わり別の機体の情報を入力できるようになります。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。使用者情報の入力画面が開きます。

## 新規登録【使用者情報を入力する】



The screenshot shows the DIPS (Drone Information Platform System) interface. At the top, there is a navigation bar with the DIPS logo, a user menu for '申請 太郎さん', and a help link. The main heading is '使用者情報の入力'. Below it is a progress bar with six steps: STEP 01 (本人確認方法選択), STEP 02 (所有者情報入力), STEP 03 (機体情報入力), STEP 04 (使用者情報入力 - currently active), STEP 05 (入力情報確認), and STEP 06 (手続き完了). A text block explains that if the owner and user are the same person, the 'はい' button should be selected, and if they are different, the 'いいえ' button should be selected. Below this are two input fields for '氏名' (Name) and 'フリガナ' (Kana Name). At the bottom, there are two buttons: '戻る' (Back) and '入力した情報の確認' (Confirm entered information), which is highlighted with a red border.

機体の使用者の情報を入力します。

所有者と使用者が同一人物の場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「はい」ボタンを選択してください。

所有者と使用者が異なる場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

機体情報の入力のページで複数の機体の情報を入力した場合は機体ごとに使用者情報を入力する必要があります。1つの機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押し、登録する全ての機体の使用者情報を入力してください。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認画面が開きます。

## 新規登録【所有者・機体・使用者情報を確認する】

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択    STEP 02 所有者情報入力    STEP 03 機体情報入力    STEP 04 使用者情報入力    **STEP 05 入力情報確認**    STEP 06 手続き完了

登録した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

**所有者情報**

氏名	申請 太郎
フリガナ	シンセイ タロウ
住所	日本 東京都 千代田区霞が関2
生年月日	2000/01/01
電話番号	+81 123456789
メールアドレス	1234@xxx.com

戻る    **登録申請**

入力した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認し、登録申請を行います。入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを押します。

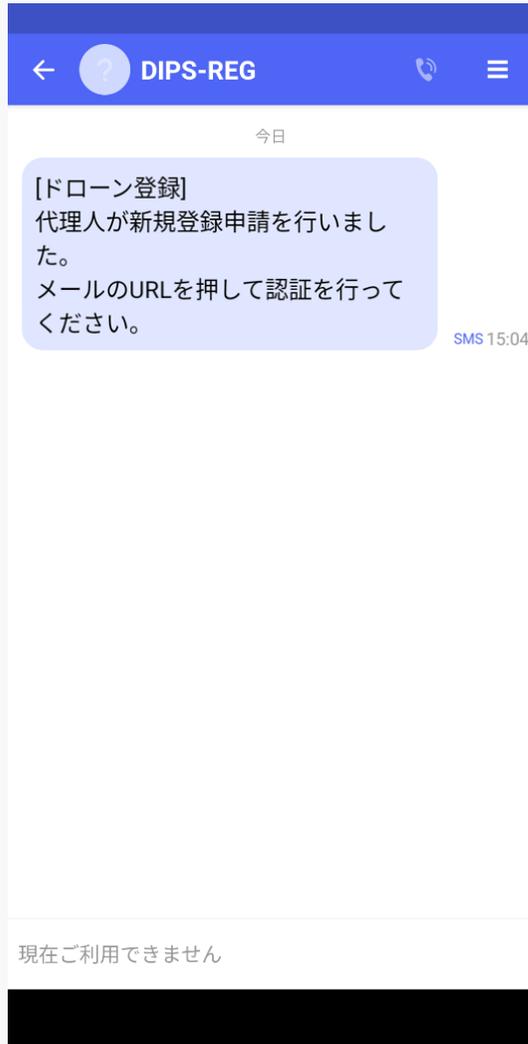
所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

## 新規登録【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

## 新規登録【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



機体の所有者の方は到達確認のメールを開きメールの宛先と申請内容を確認します。宛先が所有者本人であり申請内容に問題が無い場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了した旨を代理人へ連絡します。

所有者が到達確認を完了すると、代理人の方へメール通知が届きます。代理人の方はメール通知を確認のうえ、所有者の本人確認書類を郵送します。本人確認書類の内容及び郵送先は[国土交通省のホームページ](#)をご確認ください。

本人確認書類の郵送が完了すると申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料が記載されたメールが所有者および代理人（アカウント）のメールアドレスに通知されます。また、納付番号等通知書が所有者宛てに郵送されますので、手数料の納付を所有者に依頼してください。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

